

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	令和 4 年 12 月 26 日、君津市西栗倉 135 地先、旧国保清和診療所で発生した車両損傷事故。 旧国保清和診療所敷地内で除草作業中、刈払機による飛び石が、隣接する民地に駐車していた相手方所有の普通乗用車の右側後部の窓ガラスに当たり、損害を与えたもの。
和解の相手方	個人（富津市在住）
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、224,698 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	令和 5 年 2 月 6 日

令和 5 年 2 月 16 日提出

君津市長 石 井 宏 子